

2018年2月19日

公益財団法人 日本セーリング連盟  
加盟団体・特別加盟団体・会員各位

公益財団法人 日本セーリング連盟  
外洋安全委員会

外洋特別規定「付則 B」5.01.1 訂正および国内規定新設のご案内

前略

外洋特別規定「付則 B」5.01.1 個人用浮揚用具に関わる項目の訂正および OSR 国内規定の新設を別紙の通り行います（2018年2月19日付け）。

本訂正に関しては、World Sailing の Offshore Special Regulations の意図とは異なる説明を2016年以降会員に行ってきた点を会員および JSAF 加盟する団体（加盟団体・特別加盟団体）の方々にお詫びいたします。申し訳ありません。訂正内容に加えて、訂正に至る理由に関するもまとめました。

今後、こういった間違いが無いように注意して翻訳などを行っていくつもりです。また、会員各位においても翻訳内容などに気づいた点があった場合は JSAF 外洋安全委員会にご連絡いただければ幸いです。

また、「付則 B」に新たに OSR 国内規定を設けました。モノハル・カテゴリー3、4にも OSR 国内規定がありますが、外洋特別規定2018-2019から翻訳名称の変更（冒頭の JSAF が無くなった）に伴い、OSR 国内規定をレースに適用するには適用規則に「OSR 国内規定」の記載が必要（カテゴリー3、4も同様）です。別紙の【!注意!】の項を参照ください。

本件の訂正に関して、重ねてお詫びいたします。

以上

<別紙>

公示：外洋特別規定「付則 B」5.01.1 個人用浮揚用具 要求仕様の訂正および OSR 国内規定の新設

公示：外洋特別規定 付則 B <Version 0.5（2018年2月19日）>

参考書類：外洋特別規定「付則 B」5.01.1 個人用浮揚用具 要求仕様の訂正 訂正理由

参考書類：外洋特別規定「付則 B」5.01.1 個人用浮揚用具 OSR 国内規定新設に関して